

につきましてご説明した後、最後に皆さまとの質疑応答の時間を設けております。終了時刻は16時を予定しております。限られた時間の中、円滑な運営にご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは早速ではございますけれども事務局よりご説明を申し上げます。

(事務局)

座ったままで失礼いたします。

それでは、お手元にお配りしております特別区設置協定書について、説明パンフレットと記載している冊子に基づきまして説明させていただきます。前方のスクリーンにもパンフレットを映しますけれども、文字が小さく見えにくいという方もいらっしゃるかもしれませんので、可能であればパンフレットをご覧いただきながらお聴きください。はじめに2ページをご覧ください。点字版では1ページからとなります。中ほどに、特別区設置協定書とはという記載がございます。特別区設置協定書は、法律に基づき、特別区の設置の日や区の名称や区域、事務の分担など、特別区の設置に必要な事項を記載したものです。住民投票ではこの特別区設置協定書をもとに、特別区を設置することへの賛否を皆さまにご判断いただくこととなります。次に、その下の今後のスケジュールでございます。住民投票の結果、賛成が有効投票の半数を超える場合は、法律に基づきまして2025年、令和7年1月1日に大阪府が廃止され特別区が設置されます。逆に、反対の票数が有効投票数の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

3ページ、4ページをご覧ください。点字版では6ページの途中からとなります。特別区設置協定書のイメージでございます。ここでは、全体の流れを説明させていただきます。見開き左側3ページ、点字版では6ページの途中からが、現在の大阪市と大阪府、右側4ページ、点字版では8ページの途中からが特別区設置後の4つの特別区と大阪府となっております。ご覧のように現在の大阪市が担っている、成長戦略やインフラ整備など広域機能を大阪府に一元化し、特別区は、福祉、教育などの基礎自治機能に専念する。このように役割分担を徹底したうえで役割に応じて必要な財源、人員などを引き継ぎ、これまで大阪市が担ってきた仕事を4つの特別区と大阪府が行っていくというのが、特別区設置協定書の基本的な考え方です。

おめくりいただいて5ページ、6ページをご覧ください。点字版では11ページからとなります。ここからは、特別区制度の必要性和意義、効果について説明させていただきます。まず、なぜ特別区制度が必要なのかについてです。見開き左側5ページ、点字版では11ページからが大阪が直面している社会的な背景、右側6ページ、点字版では13ページの途中からが、大阪にふさわしい大都市の仕組みを記載しています。はじめに、左側、社会的背景といたしまして、現在、日本の経済活動は東京への一極集中が進んでおり、大阪の全国シェアは、長期低落傾向が続いています。また、人口減少や超高齢社会は、大都市圏のなかでもいち早く到来する見込みです。このままでは、大阪の経済活動を支える生産年齢人口が減少し、十分な税収の確保が困難になる一方で、さらなる高齢化による社会保障経費の増加、複雑・多様化する地域ニーズへの対応などが課題となります。また、新型コロナウイルス感染症への対応や頻発する大規模災害への備えも必要です。こうした様々な課題を解決するためには、大

阪がさらに成長し、その成長の果実をもとに、豊かな住民生活を実現していくというサイクル、それから好循環を生み出していく必要があります、その基盤となる大阪にふさわしい大都市の仕組みが必要です。では、大阪にふさわしい大都市の仕組みはどうあるべきか、それについては、右側 6 ページ、点字版では 13 ページの途中からでお示ししています。はじめに、現在の大阪における大都市制度の問題です。主に次の 3 つが挙げられます。1 つめは、狭い地域の中に、大阪府と大阪市という 2 つの大きな自治体があり、その役割が重複することで二重行政が発生する状況にあること、2 つめは、現在の大阪府と大阪市の連携は、知事と市長の人間関係に基づくものであり、将来にわたる制度としては、担保されていないということ、それから 3 つめは、住民ニーズが多様化する中、人口 270 万人という大きな自治体に 1 人の市長では対応に限界があると、そういったこととございます。これらの問題を踏まえて、大阪における大都市の仕組みとしてふさわしいと考えているのが、大阪における「特別区制度」でございます。めざすものとしては、2 つです。1 つめは、広域機能を大阪府に一元化し二重行政を制度的に解消することです。知事と市長、府議会と市議会がそれぞれ一元化されることで、意思決定も今よりスピーディーになることが期待できます。また、司令塔機能が統合されることで、大阪トータルの視点で、成長戦略や都市インフラ整備等を強力に推進することが可能となります。これにより、大阪のさらなる成長の実現をめざします。

2 つめは、大阪市を 4 つの特別区に再編し、住民自治を拡充することです。府と特別区の役割分担を徹底し、特別区では、住民から選挙で選ばれた区長と区議会が地域ニーズに応じた住民に身近なサービスに専念することによりサービスの充実をめざします。

次に 7 ページ、8 ページをご覧ください。点字版では 16 ページからとなります。先ほど、大阪における特別区制度では、大阪のさらなる成長と住民に身近なサービスの充実という 2 つの実現をめざすと説明させていただきました。このページでは、そのうちの大阪のさらなる成長をめざす意義、効果を説明させていただきます。見開き左側 7 ページ、点字版では 16 ページからが現状と課題、右側 8 ページ、点字版では 18 ページの途中からがめざすものとなっています。7 ページ左側、点字版では 16 ページにございます、上の市長と知事の絵がございまして、その下に記載がありますように、大阪市と大阪府では、双方が成長戦略や産業振興などの広域機能を担っていますが、かつては、大阪市は市域内、大阪府は市域外という役割分担が固定化し、府市合わせと揶揄されるような連携不足が発生していました。このため、大阪トータルの視点に立った都市経営ができず、大阪市をまたぐ広域交通インフラの整備の遅れなどが指摘されてきました。その右側、現在は、同じ考えを持つ知事と市長が方針を一致させることで、協議・連携が進み、2025 年大阪関西万博の開催決定や、研究機関や大学といった大阪府と大阪市の類似施設の統合が進み、税収や財政調整基金が増加するなど様々な連携の成果が生まれているところです。こうした連携は知事と市長の人間関係に基づくものであり、特別区制度ではかつての大阪府と大阪市の関係に後戻りすることがないよう、8 ページ、点字版では 18 ページの途中からですが、ここにありすめざすものとして記載のとおり、広域機能を大阪府へ一元化し都市機能の整備を強力に推進できる制度の確立をめざします。具体的には、成長の司令塔機能を知事に一本化して大阪トータルの視点に立った都市インフラ整備に重点投資することなどで、また、大阪の成長をスピードアップさせるとともに、大

阪全体の安全・安心を確保します。そしてその先には、アフターコロナを見据えた、大阪の再生・成長を図り日本における東西二極の一極を担う副首都・大阪の実現につなげてまいります。

次に 9 ページ、10 ページをご覧ください。点字版では 20 ページの途中からとなります。ここでは、過去の大阪と、現在の大阪府市の連携による取組事例をご紹介します。後ほど市長、知事から説明があります。

次に 11 ページ、12 ページをご覧ください。点字版では 28 ページの途中からとなります。住民に身近なサービスの充実をめざす意義と効果です。見開き左側 11 ページ、点字版では 28 ページの途中からが現状と課題、右側 12 ページ、点字版では 30 ページの途中からがめざすものです。左側 11 ページ、点字版では 28 ページの途中からにあるように、今後の少子高齢化を踏まえ、地域ニーズに沿ってきめ細かく住民サービスを行っていくうえで、1 人の市長が住民の声を聴き、人口 270 万人の状況を把握することは難しくなります。また、これまで区長の権限拡充などの取組みを推進してはいますが、予算編成や条例提案などは、選挙で選ばれた市長の権限であるため限界があります。近年、市民の皆さまの身近な問題として、待機児童や高齢化の進展、地域の安全・安心などが挙げられ、より地域ニーズに応じたきめ細かな施策展開が求められていますが、多くは 1 人の市長が大阪市全体の状況を踏まえて判断しなくてはなりません。このため、特別区制度では、12 ページ、点字版では 30 ページの途中からのめざすもの上に書いてあるところですが、そこに記載のとおり、大阪市を住民に身近な 4 つの特別区に再編し、今後さらに複雑・多様化していく地域ニーズを把握するとともに、住民に選ばれた 4 人の区長と 4 つの区議会のもとで、身近なことは身近で決定できる仕組みを整え、地域の実情に応じた住民サービスを実施し、最適化を図ります。

次の 13 ページと 14 ページをご覧ください。点字版では 32 ページからとなります。ここでは、特別区設置後にどのように住民サービスが充実するのか、どのように地域の発展が期待できるかを紹介しています。これは後ほど市長から説明があります。

次に 15 ページ、16 ページをご覧ください。点字版では 40 ページからとなります。特別区設置協定書の主なポイントをお示ししています。これらのポイントについては、これから、次のページ以降で詳細を順次説明させていただきますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次のページの 17 ページ、18 ページをご覧ください。点字版では 47 ページからとなります。ここまで、特別区制度の実現をめざす背景や、意義、効果などを説明させていただきました。ここからは、特別区設置協定書の具体的な概要を説明します。はじめに 18 ページ、点字版では 49 ページをご覧ください。特別区の名称や区域、本庁舎の位置、議員定数についてです。特別区の名称は方角・位置、地勢等をもとに、親しみやすく分かりやすいものにしていきます。区数は財政基盤の安定化に配慮して 4 区とします。区割りには財政の均衡化、人口格差などを考慮しています。また、新大阪、梅田、難波、天王寺・阿倍野といった各特別区における都市の拠点のバランスも考慮しています。特別区の議員定数は、現在の 24 区ごとの市会議員定数をもとに算定しています。この会場のある港区につきましては、現在の此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区のエリアで新たに淀川区となり、特別区の区役所本庁舎は現在の淀

川区役所に置かれます。区議会議員の定数は18人となります。

次のページ、19ページから22ページまで、点字版では52ページから63ページまでは、4つの特別区それぞれの人口や面積、事業所の数や保育所、幼稚園、小中学校の数などを記載しています。本日は時間の関係で詳細の説明を省略させていただきますが、4つの特別区それぞれに特性があることを表す資料でございますので、後ほどご覧ください。

23ページをご覧ください。点字版では64ページからとなります。地域自治区、区役所、地域協議会についてです。地域自治区という言葉は、あまりお聴きになられたことがない言葉かと思えますけれども、地域自治区というのは、地方自治法に定められたものでございまして、住民の皆さまの自治を拡充するために、特別区や市町村において区域を分けて置くことができるものです。資料に記載のとおり、大阪における特別区制度では、現在の24区単位で地域自治区を設置し、地域コミュニティを維持するとともに、現在の区役所で各種証明交付などの窓口サービス、保健福祉センターの事務、地域活動支援などを引き続き行い、利便性を維持します。区役所は現在の名称のままとし、地域住民の意見を区政に反映するため、各地域自治区に法律に基づく地域協議会を設置します。24ページをご覧ください。点字版では65ページの途中からになります。町の名称でございます。町名は、特別区の設置の日までに、住民の皆さまのご意見を踏まえて決定します。現段階では、現在の行政区の名称が地域の歴史等を踏まえ、長年使用されてきたものであり住民にとって愛着があるため、特別区の名称と現在の町名の間には現在の区名を挿入することを原則とするルール案をお示ししています。例外としまして、特別区名が現在の区名と同一となる場合や、方位と混同される場合、また、現在の区名と町名が連続するような場合などには、現在の区名を挿入しないこととしています。なお、運転免許証や国民健康保険証などの公的な住居表示の変更手続きについては、皆さまにできる限り手続きをしていただく必要がないよう関係機関と調整します。

25ページ、26ページをご覧ください。点字版では69ページからとなります。特別区と大阪府の事務の分担についてです。大阪における特別区制度では、この事務分担を基礎として後ほどご説明させていただきます税源の配分や財政の調整、財産等の取扱い、職員の配置などを取りまとめています。特別区と大阪府で役割分担を徹底し、特別区は、基礎自治体として、東京都の特別区よりも幅広い事務、中核市並みの事務を基本とし、住民に身近なものは特別区が行います。具体的には、戸籍や住民基本台帳などの各種証明書の交付に関する事、保育、子育て支援、児童相談所、保健所などの福祉健康に関する事、地域の防災に関する事、小中学校など教育に関する事などを実施します。大阪府は、特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安全安心に関わる事務などを行います。具体的には、成長戦略に関する事、広域的なまちづくり、交通基盤整備、例えば鉄道や高速道路に関する事、成長分野の企業支援に関する事などを実施します。また、特別区を設置する際、敬老パス、塾代助成、こども医療費助成などこれまで大阪府が実施してきた特色ある住民サービスは維持します。設置以後も、地域の状況や住民ニーズを踏まえながら、内容や水準を維持するように努めます。なお、大阪府と大阪市の再編に伴う事務の移管によって、サービスの担い手は変わりますけれども、水道料金や保育料などが高くなったり、家庭ごみの収集が有料化されたりするようなことはありません。

27 ページ、28 ページをご覧ください。点字版では 76 ページの途中からとなります。特別区と大阪府の税源の配分、財政の調整についてでございます。まず、お金の流れから説明します。28 ページ、点字版では 80 ページの途中からをご覧ください。図の右側真ん中にあるとおり、大阪市税であった法人市民税、固定資産税や都市計画税などは大阪府税となります。これに地方交付税相当額をあわせた財源を使って、現在の大阪市の住民サービスを適切に提供できるよう、事務の分担に応じて、特別区と大阪府に配分します。金額は、2016 年度決算ベースで試算すると、特別区に約 6,500 億円、大阪府に約 2,000 億円が配分されることとなります。特別区に配分される財源については、27 ページの下半分、点字版では 78 ページに記載のとおり、事務の分担に応じた財源を配分したうえで、特別区の設置から 10 年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に追加的な財源として、各年度 20 億円を配分します。また、特別区間の収支の不均衡を是正できるように財源を配分します。大阪府に配分される財源については、一番下でございますとおり、これまで大阪市が市税を使って担ってきた広域的な役割のための事務に使い、使い道も公表します。また、お金の管理は、大阪府に専用の会計を設け、透明性のある仕組みとしています。

次に、29 ページをご覧ください。点字版では 84 ページからとなります。大阪市の財産、債務の取扱いについてです。現在の大阪市の財産は、特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務の分担などを踏まえて承継します。株式・基金等の財産は、特別区への承継を基本とし、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限って大阪府が承継します。発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とします。その償還費用は、特別区と大阪府が役割に応じた割合で財政調整財源などで負担します。

30 ページをご覧ください。点字版では 88 ページの途中からとなります。職員の移管についてです。現在の大阪市の職員は、特別区と大阪府の事務の分担に応じて必要な職員をそれぞれに移管し、配置します。特別区長と知事は、人員をマネジメントし、それぞれの機能をフルに発揮できる最適な組織体制をめざします。

次に、31 ページの上段をご覧ください。点字版では 92 ページの途中からとなります。一部事務組合についてです。あまりお聞きになられたことがない言葉かと思いますが、複数の市区町村等がその事務の一部を共同で処理させるために設置する仕組みです。現在、大阪府内には、水防や消防、清掃などの分野を市町村間で共同して処理するという目的で、31 の一部事務組合が設置されています。大阪市も構成団体として加入しているものもあります。特別区が担う事務は、各特別区において行うことが基本ですが、介護保険事業など公平性や効率性、専門性が特に必要な事務については、一部事務組合等により特別区が共同して行うこととしています。

次に、下の段の大阪府・特別区協議会（仮称）についてでございます。点字版では 94 ページからとなります。特別区と大阪府、特別区相互の間の連絡調整を図るために、法律に基づき大阪府・特別区協議会を設置します。合意による運営を基本としますが、協議が不調となった場合には、第三者機関が双方の意見を聴いたうえで調停を行う仕組みを整えます。

32 ページをご覧ください。点字版では 96 ページとなります。上段の特別区の設置に伴うコストについてでございます。特別区庁舎は既存庁舎を活用するなど設置に伴うコストをで

きる限り抑えています。2015年の時より、約350億円減っており、特別区分と大阪府分の合計で、イニシャルコスト、初期費用ですけれどもこれは241億円、ランニングコスト、毎年度の費用ですけれどもこれは30億円と見込んでおります。なお、淀川区と天王寺区は、区域内の執務室が不足するため、現大阪市本庁舎も活用することとしています。特別区の設置の日、その下の段にある特別区設置の日についてでございます。点字版では98ページからとなります。冒頭に今後のスケジュールでもご説明させていただきましたが、特別区設置の日は、2025年、令和7年1月1日とし、十分な周知や準備の期間を確保して、住民サービスが支障なく特別区や大阪府へ引き継がれ、確実に提供されるようにします。

33ページ、34ページをご覧ください。点字版では99ページからとなります。特別区の財政シミュレーションについてでございます。こちらは、協定書に記載する内容ではないんですけれども、制度設計にあたり、特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを検証するための参考資料として作成したものです。この試算は、税収の伸び率など一定の前提条件のもとでの粗い試算であり、相当の幅をもって見る必要があるものです。34ページ、点字版では103ページの途中に示しておりますとおり、この財政シミュレーションでは、大阪市の財政に関する将来推計を、特別区と大阪府の事務分担等に基づいて、特別区分、大阪府分に分け、地下鉄などの経営形態の見直しや、二重行政の解消等として取り組んできた改革効果額のうち、大阪市の財政に関する将来推計では反映されていない未反映分、また、組織体制の影響額や特別区設置コストを加味して、特別区設置後の収支の見通しとして作成したものでございます。このシミュレーションの結果では、収支不足は発生しませんでした。なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、34ページの下段、点字版では106ページのとおり、今後の財政的な影響については合理的な根拠に基づいて適切な試算を行うことは現時点では困難ですが、全国の地方自治体共通の課題であり、地方交付税などによる国からの財源措置が想定されるという考えに基づき行っています。

36ページをご覧ください。点字版では109ページの途中からとなります。ここからは参考資料となります。36ページ、点字版では109ページの途中ですけれども、これは特別区の設置による経済効果についてです。特別区を設置することによる経済効果を推計するため、経済に関する専門的な知見を有する事業者に調査を委託したものでございます。特別区の財政効率化効果として10年間の累計で約1.1兆円、実質域内総生産は10年間の累計で約5,000億円から1兆円が、理論的に生み出される可能性がある数字として、事業者から示されています。

37ページから40ページまで、点字版では114ページからですけれども、これは皆さまからのよくあるご質問をまとめてございます。時間の関係で詳細の説明は省略させていただきますけれども、よくあるご質問は大阪市のホームページにもより詳しく掲載してございます。QRコードを最後のページに載せておりますので、またご自宅等にお戻りになられてからご覧ください。私からの説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、松井市長よりご説明申し上げます。

(松井)

それでは私のほうから、追加で説明をさせていただきます。

より分かりやすく説明をさせていただくために、これまでの大阪府、大阪市の成り立ち、歴史的な時代の背景、それから二重行政が続いていた時代、2010年までです。それは今は、僕と橋下さんは2011年から知事と市長を務めています。今は吉村さんが知事で僕が市長を務めております。要は、大阪府知事と大阪市長は広域行政について、それぞれバラバラの考え方をもたない、一体で取り組もうという、お互いのその思いが一致しているので、今はそれぞれは対立はしておりません。そんな中でですね、是非、最初に皆さんにご理解をいただきたいのが、これが大都市制度に取り組む時代背景の中で、これは大阪府域です。ご承知のとおり、これが大阪府域全体です。当たり前のお話ですけど大阪市というのはこのど真ん中、重なりあってます。皆さんは大阪市民であって大阪府民なんですから、これは一体なんです、元々が。この一体の元々の中で、広域行政をバラバラに行う必要はそもそもない。しかし、都道府県制度と政令市制度というもののなかで、昔は戦前は、この大阪市内にほとんどの人と物、企業が集まっておりました。当時、戦前の大阪府民全体の人口は、470万。その中で320万人は大阪市内に居住地があったわけです。だからそこに企業も集積してました。でも今は、この大阪市内から広く大阪府域全体に企業も広がっていき、そして今は880万人のこのエリアと、このエリアは270万人のエリアになっているということなんです。そして当時は、これは戦後、高度経済成長が起こり人口が増える、そして当時は高齢化率も一桁の時代です。1970年万博が行われた時は、大阪の高齢化率っていうのは7%程度、平均寿命も70歳でありました。今は大阪の高齢化率っていうのは27%、都市の中で高齢化率が一番高いのが大阪です。そして、大阪の人口、これ日本全体もなんですけども、人口も減少してきてる。平均寿命、超高齢化社会にも突入してます。男性は81歳、女性は87歳が平均寿命。1970年当時、平均寿命は70歳ですから。今は人口が減り、高齢者が増えていく時代に突入をしていますよと。そういう時代の中で、社会保障もニーズは多種多様です。そのニーズに応えるためにも、必要な財源はこれからも増えていきます。人口が減る中で必要な財源を確保し、今のサービスを維持できる、そういう大阪を作るためには、そもそも狭いエリアで重なってるんですから広域行政をこれまでのようにバラバラにやる必要はありませんっていうのが我々の考え方。戦後は間もなくの頃はまだそういう必要性がありました。大阪府域も近代化に向けて様々なインフラ整備が必要でした。大阪府域全体も様々なインフラ整備、例えば住宅を建てるための用地を作っていく、下水道を延ばしていく、そういう仕事がたくさんありました。だからその頃はそれぞれがエリアを受け持つというやり方も、これも効果はあったんです。でも今の時代はそうではありません。

次お願いします。

大都市制度いわゆる都構想という制度は、我々が初めて言い出したことでも何でもありません。やはり同じ権限を持つ大阪府と大阪市、それぞれ過去の時代からやはり自分たちの権限を広げようという中でぶつかりあった、対立をしてきたのが、歴史で証明をされていま

す。昭和27年、30年、1952年、1955年当時、大阪府は今の都構想の原型となるようなものです。大阪産業都、大阪商工都という提唱を大阪府議会はしておりました。そしてこの大阪産業都構想というのを大阪府議会は自民党から共産党まで、全会派が全会一致で議決、決議をしています。この方向をめざすべきだと。でも当時はこのように新しい大阪都構想をつくるような法律も何もない中でしたから、議会で決議をしてもこれは実現がされませんでした。その後、時代が経過をする中で、いよいよ2000年に入ってきて、このままではやはり大阪全体の成長、大阪全体の社会保障を支えるそういう財源を確保するためのそういうものが非常に厳しいという状況のなかで、当時の大阪府は太田知事という知事でした。僕はこの頃に大阪府議会に選出されるわけですけど、この頃に大阪府では大阪新都構想というのを提言をされました。この新都構想は広域を一元化するというのは、同じことなんです。同じことです。これは大阪府議会でも理解をされて進めてきた話であります。広域を一元化しようと。我々の案と違うのは、基礎自治体として特別区の設置というところ、そこまでの結論には至っておりませんでした。それを大阪府知事が提言すると、すぐに大阪市長がそんな大阪市の広域の権限を渡す、これは大阪府に渡すなんていうのは大阪市からみると権限が移ってしまう無くすわけですから、今度大阪市長が反対でスーパー指定都市構想というのを提唱をされました。当時の報道では、時の知事と市長が皆さんの目の前で、とにかくお互いの意見を言い合うだけ、そしてお互いの考えはそれはもう認められないと対立をずっとしていたのが歴史的な事実であります。その後、いよいよ我々2011年から僕と橋下さんが、この大阪の行政制度のあり方、そのものがやはりそういう対立をおこしているんだということで、制度を見直していこうということで議論をスタートさせたのが今の大阪都構想という、この特別区を設置しようというような案・プランであります。2015年に一度、住民投票を皆さんにお願いをいたしました。結果は否決であります。反対多数でありました。当時、その反対多数の中で、僕はその時知事ですから、その民意を受け止めてじゃあ話し合いでこれから進めていきたいと思います、当時大阪都構想に対する対案として反対をされている政党のみなさん、会派の皆さんから話し合いの場所をきちっと定めようと、条例でつくれば、二度と二重行政にならないから、なにも制度を変える必要はないんだということで反対をされてる政党の皆さんから提案されたのが、いわゆる大阪戦略成長調整会議という会議でありました。これを設置をいたしました。しかしながら残念なことに、この会議自体、成立をいたしません。というのは会議を成立するためのメンバーを招集する時点で反対された方が、急にこの会議に出ないと、ボイコットをするという話で、会議自体がもう成り立たなくなった。話し合いで二重行政が解決できないということが、会議を開催してはっきり改めて分かった訳です。その後、我々はもう一度やはり制度に問題があるということで、今新しい今回は4区案という特別区設置のための協議書を取りまとめたということであります。

次お願いします。

これが繰り返しになります、かつての大阪の姿であります。大阪府は大阪府域外を受け持つ、大阪市は大阪市域内を受け持つ、しかしこの真ん中を抜いた中で、広域行政がバラバラではこれは成長する他の都市と切磋琢磨できるような力を持ち合わせません。そういう中で

意見が合わないから、大阪府と大阪市を合わせて「府市あわせ」（不幸せ）と揶揄された不幸な時代でありました。

次お願いします。

これが不幸の象徴と言われるようなものです。大阪府はりんくうゲートタワービルというのを建てました。大阪市がワールドトレードセンタービル。お互いに高さを競争しあいながら、264メートル、最後は大阪府側が10センチだけアンテナを建てて我々の方が高いビルを建てたなということで、公共の税金を使って箱モノ開発をした大失敗であります。この二つのビルだけで約2,000億のお金が今もう消えてしまっていると、大失敗です。ビルは建てたはいいですけども入る人がいないということで家賃も上がらない、結局負の遺産として民間売却をして、これは今は大阪府庁舎として使っておりますが、大阪府が破綻後の処理済のこのビルを購入したお金っていうのが100億程度ですから、建てたのが皆さんの税金で1,200億ですから、このビル1本で1,100億ほどどこかにお金が消えてしまったということでありました。

次お願いします。

これが2010年までの大阪府と大阪市のそれぞれの二重行政、類似する施設・サービスであります。大阪市信用保証協会、大阪府中小企業保証協会、これは大阪の中小企業の皆さんの金融事情にサポートするための組織です。しかしながら、二つある必要はありません。大阪市内の業者であっても大阪府域の業者であっても、その会社の信用力を担保する協会ですから、それぞれ別々に分かれる必要はないんです。中小企業の皆さんは窓口があれば、自分たちの信用力を担保して融資を受けられるわけですから。ところがそれぞれ権限を持つものですから、二つあったということです。それからもう一つは、大阪市立工業研究所、大阪府立産業総合研究所、これも二つありました。なにも二つあって悪くないじゃないかという意見もありますが、これどちらにも税投入をして研究機関っていうのは成り立っているんです。一つにまとめた方が機能強化ができ、そして二つで無駄になっている部分を一つにまとめることでコストも抑えられるでしょうというのが我々の考え方です。これは吉村知事からあと説明ありますけれども、環境科学研究所、公衆衛生研究所、皆さんの健康、それからコロナの対策等々のウィルス研究をしている施設です。これも二つありました。あと教育、これも市立大学、府立大学と二つあります。この大学にそれぞれ大阪市と大阪府、運営負担費約100億づつの税投入をしながら、今二つを維持してます。これらを今吉村知事と僕と同じ方向を向いていますから、これを一元化しようという話を進めてきました。一元化できたのが次です。

信用保証協会は2014年5月に一元化できました。これが橋下さんが知事時代、平松さんのとき話し合いはしてたけれども、それぞれうちが主体でやると言い続けるんで、それぞれ話がまとまらなかったんです、話し合いは。でも僕と橋下さんになって同じ方向を向いて、そしてそれを決定する組織を大阪府と大阪市の職員、二つの役所の職員が一つの組織の中に入って併任で担うことによって組織が出来ることによって、これが一元化をされました。信用保証協会一元化することによって、総務だとか庶務の経費こういうのものは圧縮できます。当たり前のことです。二か所あることを一つにまとめることでその経費が圧縮できて、これは

だいたい3億ぐらいの経費圧縮になってます。大阪の中小企業の皆さん、二つあるやつが一つになって使い勝手が悪くなったとか、そういう話は一切出てきてません。当たり前です。窓口は一つになっただけですけども、それぞれが担う場所はそのまま残っておりますから。全く中小企業の資金需要、それに対してサービスが低下をしたということにはなっておりません。そして産業技術研究所、これは大阪市の市工研と大阪府の産技研が一つに2017年4月になりました。大阪健康安全基盤研究所も17年4月、19年4月には公立大学法人大阪、これは2020年に大学統合の予定です。大学二つあっていいじゃないかと、こういうことをおっしゃる方たくさんいらっしゃいます。それは大阪府立大学にも市立大学にもこれまでの歴史、そしてこれまで人材を育ててきたと、その成果もこれは十分我々も認識してます。しかしながら繰り返しになります。日本はこれから、子どもの数は減少をしていくんです。これはもう間違いありません。出生率は、当時と比べたら1.4ぐらいなんですから。これは減ることには間違いありません。大学の存在意義っていうのは、やはり学生が集まる大学にしなければなりません。税投入をしながら子どもたちにスキルをアップしてもらうための施設が大学な訳ですから。これから世界の大学と切磋琢磨をし、そして学生がやはりあの学校いきたいというふうに思ってもらうためには、大学の機能強化というのものが必要なんです。この府立大学と市立大学を一つにまとめることで、神戸大学と同じ規模になります。そして学部の幅も広がってまいります。そういうこれまでの研究成果を府市一体、府大市大が一つにまとめることで、新しいイノベーション、研究の成果を上げられる、その成果をめざして子どもたち次の時代の若い人たちが、あの大学に入りたいと思ってもらえる、そういう大学を我々はめざしております。また様々な経営形態の見直しも実施をしてまいりました。これらを実施するためには知事と市長、もちろん方向性が一緒になるのは当然ですが、これを行政的にとりまとめる組織がなければこれは実現をしません。この組織を僕と今吉村知事で作って、大阪府の職員と大阪市の職員がそこに参加をして行政的にとりまとめるから、こういう様々な重複している事業を一元化することができるということです。そして一元化したことによる成果を少し伝えさせていただきます。

次お願いします。

先ほど申しあげました、大阪産業技術研究所、大阪市の市工研と大阪府の産技研が一つにまとまった。これまで長年の歴史の中で、それぞれの研究者が積み上げた成果、研究結果というものがああります。いままではそれぞれ別々バラバラでしたから。この結果が交わることはありませんでした。研究者も交わることはありませんでした。それぞれは能力が高いんです。このそれぞれの研究結果、研究者が様々な形で交わることによりまして、今世界で求められる一つの商品として、これから環境を大切にしていくという中で、やはり車はガソリンの自動車ではなくてこれからは環境に優しいという電気自動車、EV車これが求められています。またドローンを中心に空飛ぶ車と言われるものも、これから開発が急がれております。その中で一番重要なのは燃料となる電池です。この電池が今、リチウムイオン電池の研究してるんですけど、この研究はリチウムイオン電池というのは液体なんです今は。これを固形化することがこれからのそういう新しい自動車、それからドローン、こういうものに対して非常に必要性が求められてる。今この研究所、スーパー公設試というそういう位置づけ

の中、今国家プロジェクトでもあるこのリチウムイオン電池の固形化に向けて、公設のこういう公設試として初めてビッグな大きな自動車メーカーと一緒に研究のチームの中に入って、今その研究をスタートさせていただいております。これまで大阪府大阪市それぞれ研究の成果を持ってましたけども、一つになることで更に高いレベルの研究ができるということが認められたということでもあります。そういう形の中で経営形態を見直し、その経営形態の中で大阪の成長を支え、また様々な経営形態の無駄を排除することで財源を生み出してきたのが、これまでの府市連携の成果であります。

次お願いします。

様々なそういう形で大阪が成長することによって税収もあがります。今までそれぞれバラバラにやってきたその経費を抑えることで、いくばくかのやっぱり財源というのも確保できます。この10年間で12年から20年までの8年でそういう形で取り組んだ結果、財政効果というのが1,994億円、これが出てまいりましたよ。住民サービスを拡充する、皆さんにサービスを拡充するのに必要なのは、その裏付けとなる財源であります。お金がなければサービスは拡充できません。こういう財源が生まれた結果、新たな投資として橋下市長時代に子どもたちに、市内在住の中学生に月額1万円の塾代助成というのをスタートをさせました。そして学校給食、橋下市長時代に大阪市は給食がありませんでした。そんな中で子どもたち、環境によって栄養が足りない子どもたちもたくさんいるでしょう。給食というのを今様々な形で女性の社会進出も進む中でなかなかお弁当を作るのも大変な家庭もある。橋下市長時代にまずはお弁当で給食をスタートをさせました。その後そのお弁当の給食は冷たいしちょっとまずい、おいしくないという意見もあったんで、吉村市長時代に自校調理方式で温かい給食を食べられるようにいたしました。そして僕が市長になって今年からコロナの影響もある中で、栄養補給をしっかりしてもらいたい、そして子育て負担を少しでも軽減をしたいということで今年の4月からは給食の無償化というものも実施をスタートをさせています。また各役所の庁舎、市営住宅などに待機児童ゼロをするために、それぞれの設備も施設設備の整備をいたしました。18歳までの入院通院の医療助成も17年からスタートをさせています。

次お願いします。

その証明するのがこちらの景気動向指数というもんであります。これは企業のみなさんが景気がいいと感じているのか、景気が悪いと感じているのかの比較の表なんですけども、2000年から2010年これリーマンショックもありました。しかしながら100というのが全体フィフティフィフティの数字ですから、大阪の場合は100を下回るのがやっぱり長く続いていた。景気動向は非常に厳しい状況で横ばいでありました。2010年から府市で成長戦略を一元化し、様々な成長のための戦略を実行してきた結果ですけれども、景気動向指数は右肩ずっと上がってまいりました。これも大阪市、大阪府だけじゃありません、全国上がってきたんです。それはやはり中央政府の様々な取組み、アベノミクスもあったんでしょう。しかしながら問題はここです、全国は14.8ポイントの伸びなんです、大阪の場合は27.2ポイント、全国を上回る伸びを示しておりますよというのが数字で表れているということでもあります。

次お願いします。

その結果、やはり景気が良くなってくると、働く場所も増えてまいります。大阪の有効求人倍率、2010年まではやはりいい時でも1.26倍ということで非常に厳しかったですけれども、今コロナ前ですけれども1.78倍まで伸びていると、やはり働く場所も増えてきたということでもあります。

次お願いします

これが大阪のこの間、一番大阪の産業として確立ができてきたかなという表であります。大阪を観光のメッカにしていこうというのを2011年橋下さんが市長の時に、大阪ってというのは十分世界の観光諸都市と比べて十分競争できるそういうポテンシャルを持っていると、大阪に大勢のインバウンドのお客さん、海外のお客さんを呼び込んでいこうということで、府市一体で観光局というのを設置をいたしました。2010年までは、僕が知事に就任したのは2011年です、それまではだいたい横ばいです、観光のお客さんは。だいたい140万から230万、この間でこういう横ばいをしておりました。僕が知事になった時は少し落ちて、これはリーマンのこともあったんでしょう、知事になった頃は158万人です、158万人。そしてちょうど国でも観光立国日本を作ろうという議論がスタートして国も規制緩和をしてくれました。これは我々も要望をしていったわけです。観光をひとつの大阪の産業の柱にしたいという思いで、国と我々も一体で取り組んでまいりました。その結果ですね、2011年からずっと右肩上がりに伸びまして、このコロナの前、コロナはこれは世界中が人が動かないという事案ですからこれはまあ別にいたしまして、2019年には1,231万に、158万まあ大体200万程度から見ると6倍7倍というかたちで観光客が増えております。行きたい国のナンバー1が日本で、その中でも行きたい場所のナンバー1は大阪という、そういう調査結果も出ております。全国、国が旗を振ったから観光立国の旗を振ったから伸びたじゃないかと言われるかもしれませんが、この伸び率は全国一であります、大阪が。大阪府と大阪市が力を合わすことで大阪のプロモーションを世界中に大阪という魅力を伝えたことによる、もちろん民間のみなんさんも協力をいただきました。そのことによる効果がやはり数字で表れてきたと。この観光のお客さんというのはだいたい一人あたり10万円から15万円消費をしてくれます。1,200万人のお客さんが来てくれればこの大阪に1年間で1兆2,000億、10万円で計算しても1兆2,000億のお金を消費をいただいている、そのお金が各お店やっている方々の売上げに貢献をしているということでもあります。

次お願いします。

先ほど財源の話をしました。そういう形で経済が成長することによって大阪府は、僕もまあ知事でしたから、吉村さんも今知事、大阪府ってというのは法人二税が主たる税収であります。その法人二税が約1.7倍に伸びました、1,790億円。このお金を使って大阪府では、橋下さんと僕の時代にこのお金で私立高校を含む高校無償化、これをスタートさせ、今その施策を拡充をしています。吉村知事が新たに今年の4月からは、子どもたちが大学行くときに府大市大、これ大阪府、大阪市の大学、この大学に入学するときの入学金と授業料を無償化というものを4月から実施をしております。様々なサービスに対しては財源の裏付けがあることによってサービスってというのは拡充できるわけです。

次をお願いします。

同様に大阪市においても大阪市法人市民税は伸びてまいりました。一時期減っているじゃないかと言われるかもしれませんが。これは国において税制改正がなされまして、本来は大阪市税であった法人税の一部を国にまず納めるといふそういう税制改正があったから、一時的にここが落ち込んでいただけです。それ以降、ずっと税制改正がなされても伸びております。

次をお願いします

そういう中ですね、この2011年から橋下さんが市長になり僕が知事になり、今吉村さんが知事です。市長でありました、この9年間は府市は一体で成長のための取組みを様々やってまいりました。二重行政で経費を使ってる部分、一つにまとめることで経費を抑えてまいりました。そういうことで様々な住民サービスを拡充をすることができました。安全で安心できるそういう大阪をつくることのスタートが出来た。安全で安心ですから人が集まる都市になりました。今大阪の人口は、全国が東京一極だけが増えているというのが数年前まで、つい最近の数字では、報道でも出ておりますけれども大阪府域全体で人口が増えているというような状況になってきてます。大阪住みやすい働くところもある、そういう中でやはり大阪で住み暮らそう、働こうという方々が増えてきた、そういう方々が増えることで税収も伸びます。そういう形の今、良き循環のかたちが少しずつですけれども、できてきたんではないかなということです。

そして次をお願いします。

特別区がめざすところです。大阪府と大阪市がともに広域の仕事を担っている、今の仕事、これを一元化をして大阪市が担う仕事を特別区に再編をいたします。これは今270万大阪市民に対して、その寄り添う選挙で選ばれる市長は僕一人なんです。270万の皆さん方の様々な地域の事情に応じたニーズ、このニーズに対応するには270万人市民に一人の市長よりも4人僕と同じような権限を持った選挙で選ばれる特別区長が誕生する方が、より皆さん方の声に近づける、ニーズに応えられるようになります。その形を大阪市内に特別区という形で作っていききたい。そのことによって皆さんの身近な声を届けやすくなります。270万で1人よりは4人いた方がこれは届きやすくなるのは当然であります。それが今の。

次をお願いします。

大阪市のこの仕組みを各特別区にこの区制度に切り替えて、各特別区長を選挙で選びましょうと、270万に1人ではなくて60万に寄り添う選挙で選ばれる区長と議員をこれから作っていきましょうよと。270万よりは60万の方が寄り添いやすいのは当然です。北区であれば75万で区長と区議会、中央区で71万で区長と区議会、天王寺区は64万で区長と区議会、こういう形をつくることで住民に選ばれるわけですから選挙で。ですから皆さん方の声を聞いてより皆さんのニーズ吸い上げることができるということです。

次をお願いします。

そして今回の協定書、2015年と少し変わっているところ、バージョンアップした部分があります。まず前は5区でした。今回は4区に特別区を再編をいたします。淀川区、北区、中央区、天王寺区であります。淀川区にはそれぞれの区の拠点となる、賑わいの拠点となるステーション、駅を配置をいたしました。淀川区は新大阪駅です。北区は梅田、

中央区はなんば、天王寺区は天王寺阿倍野です。このエリアで各区の賑わいを、皆さん方の声で当選をした皆さんに選ばれた区長が中心となって作っていきましょうよと。そしてこの住民サービスを特別区が設置されてから住民サービスを速やかにスタートさせるために、10年間は大阪府から毎年20億円の特別区に追加配分をしますよというのが、今回の協定書のバージョンアップの点。そして区役所です。区役所は今の区役所そのまま残ります、施設も。そしてその区役所に今の区長といわれる人たち、これ行政マンですから、僕が人事で決めた人が今行ってるんです。だから区役所は残りますから今の区役所で受けているサービスはそのままであります。それからコストの面です。これは2015年のときは600億コストがかかると言われてました。それをやはり共同で事務所を共同で使用するなど、そういう形をしましてコストについては600億から240億まで抑えることができました。

次をお願いします。

このそれぞれの区に、児童相談所が設置をされます。橋下さんが市長当時までは大阪市内に児童相談所は1箇所でした。大阪市っていうのはやはり大都市ですから、子どもたちの虐待事案、非常に多くの通報もあります。1箇所では子どもたちの命を守る保護することが非常に困難でありました。橋下市長、吉村市長時代に3箇所体制まで市でもやれるような設計図を作りましたが、僕が去年市長になるときに3箇所でもまだまだ足りないだろうということで4箇所体制を公約に掲げて、そして今回特別区になればその児童相談所はそれぞれの区に設置をされます。子どもたちの虐待事案について、今よりもスピード感をもって対応ができるようになります。

次をお願いします。

次に感染症対策を担う保健所です。今大阪市には保健所は1箇所体制です。各区に保健センターはありますけども、保健所というのは1箇所なんです。これは何も大阪市だけがさぼってたわけではなく、公衆衛生環境、日本はこの戦後70年を経過する中で公衆衛生環境が非常に良くなりました。国からの指導もあり保健所をぎゅっと凝縮してきたわけです。しかし今回のコロナのことも受けてですね、これだけ世界中で人が動くときにどのような危機事象が起こるかも分からないということで、やっぱり保健所を各区に必要なだけということなので今回特別区になれば4箇所の保健所体制を整備をいたします。より皆さんの健康事象に対する対応がスピード感を持ってできるということでもあります。

次お願いをいたします。

そして教育委員会です。大阪市には420の学校があります。これも繰り返しになりますけれども420の学校も様々な事情、地域事情、特色があります大阪市内。大阪市内のある学校ではやはりあまり家庭環境が厳しい家庭が多いエリアもあります。それから外国にルーツを持つ子どもたちが多いというエリアもあります。また教育に熱心な保護者が多いエリアもあります。420ありますから教育環境も千差万別です。その教育現場、学校を指導監督助言運営するのが、教育委員会です。教育委員会が目くばせをしながら各学校の状況を把握して様々な対応をするんですけども。420校で今は一つの教育委員会、5人の教育委員が様々な指導監督助言をするんですけど、これではなかなか細部まで目が行き届くっていうのは非常に困難なんです。今度は4区になればそれぞれのエリアに教育委員会が設置をされます。淀

川区は90校の学校を所管する教育委員会、中央区では110校を所管する教育委員会、420で一つよりはよほど各学校に身近になり目くばせが効くようになります。各学校の状況に応じた教育環境を整えることができます。

次お願いをいたします。

災害への備えです。災害があったときに各区の職員の数が減るんじゃないか、災害の時に対応が遅くなるんじゃないか、こういうとことをいう方があります。今回のこの法定協定書では現在の区役所の職員数以上に各区役所に職員が配置をされます。例えば淀川区、現在の区役所の職員の総数は970名ですけども、新しくできた新淀川区には1,240人の職員が区役所に張り付きます。災害が起きた時の一番の最前線で被災対応するのは、区役所の職員なんです。この区役所の職員が増えてますから、マンパワーは増えてますんで災害時において区役所の災害対応力が落ちるということはありません。そしてもう一つは、今大阪で大阪市内で災害が起きたときは、災害対策本部というものが立ち上がりますけど、その本部長は市長である僕なんです一人です。これはこれから各特別区ができますと各エリアにおいて災害対策本部長が4人、選挙で選ばれた区長が4人できます。そのほうがより被災者に近いところで災害対策が可能となります。

次お願いします。

これが特別区制度っていうのは、今この制度を実施してるのは東京都だけです。特別区になれば村以下じゃないか、特別区になればそういう新たな独自政策できないんじゃないの、というようなご指摘もあります。じゃあ今実施している東京都はできていないんですかというところを検証をさせていただきました。各区いろんなことをやってるんですけど、例えば杉並区がわかりやすいです。平成31年4月に2年連続で、待機児童ゼロを実現をさせています。特別区長は予算権限を持つんで、杉並区の事情に応じて、待機児童対策に力を入れたんでしょ。その結果、杉並区は待機児童ゼロを実現をしています。大阪市でも吉村市長時代から力を入れ始めまして、今政令市の中では非常に待機児童減ってますけれども、まだまだゼロには及びません。各特別区には十分それだけの財源、権限を持ちながら予算編成できますから。特色ある様々なサービスを実現できる。なにも村以下なんてことはあり得ないということです。

次お願いします。

これが、先ほどから申し上げましたけども、住民サービスを維持するための財源です。これはサービスを維持するためには、財源という裏打ちがないと、維持ができません。今回大阪市から大阪府に移る財源については、後ほど吉村知事からも話がありますが、大阪市が今やっている広域の仕事、仕事に見合った部分だけ大阪府に移るんです。そして大阪府は皆さんの敵でもなんでもありません。皆さんは大阪市民でもあり府民なわけですから。その今僕がやっている仕事を大阪市長としてやっている仕事の広域部分を知事に仕事をしていただいて、そこにかかっている経費を大阪府側に移すだけでありまして、市民の皆さんが損をしたり得をしたりとそういうことではないです。仕事見合いで財源が移りますから、今の仕事の中身にもなった財源ですから、基礎自治体サービス部分の財源が減るといような話ではないということです。

次をお願いします。

これが財政シミュレーションです。各区役所に制度を変えた場合の。この財政シミュレーションがこのプラマイゼロから下になれば財源が足りないよ、ということです。これは今の大阪市においての長期のシミュレーションをもとに計算をしたんですけれども、特別区になってもマイナスになることはありません、ゼロから下に。マイナスにならないということは今のサービスに対しての財源はこれは担保ができています。よってサービスが低下をすることはないということでありまして。それから様々な手続きについてです。

次をお願いします。

まず区役所はそのまま残りますから、様々な手続きについては今区役所でやっている手続きはそのままです。この大阪市域内は同じですけど、これは特別区内はみんな同じこの保険料ですから、簡単に言うと今の保険料が変わることはないということです。それから窓口はそのまま残ります。そしてこの保育園の通所区域、これについては今大阪市域全体で通所区域になってますけども、原則は特別区内が通所区域になります。しかしこれは決定をされて新しい自治体ができるまでの間、準備期間中に、市長である僕が区域を特別区内にまたがれるようなそういう仕組み作りをやります。これをそういう形をつくることで通所区域が変わることはないということができるようになります。幼稚園についてもそれぞれそういう形を作ることは可能であります。

最後になりますけども、特別区を今回設置するにあたりましては、このような区割りでも法定協議会で設計図を作りました。こちらが淀川区、そして北区、中央区、天王寺区です。それぞれ拠点もあります。そして人口の格差も前回の5区案よりはぐっと抑えました。各特別区は独立した地方自治体ですから財源の裏付けがあれば、今のサービスは維持ができます。もう今までの過去のように府市が対立することなく仕事の役割分担ができますから。より皆さん方の特別区はより皆さんのニーズに沿った形で、皆さんの声を聞きながら運営ができる体制が我々は整うと、こういうふうと考えております。最終的には皆さんのご判断です。この制度を変えることによって大阪が我々は成長する、そして住みやすくなると思うんですけども。最終的には皆さんの判断ですから、この協定書の中身をご理解をいただいた上で、11月1日、是非ご判断いただきたいと思っております。どうも、ありがとうございました。

(司会)

続きまして、吉村知事よりご説明申し上げます。

(吉村知事)

皆さんこんにちは。もう今事務局から制度の説明がありましたし、それから松井市長からも詳しい説明がありましたので、僕からは補足的にこの大阪の二重行政とそして大阪の成長について少し最後にお話しをさせていただきたいというふうに思います。

まず、この特別区制度でめざすもの、これは先ほど松井市長からも詳しく話がありました。4つの特別区にして皆さんが選挙で区長を選んで、住民に身近なサービスは身近なところで決定して住民サービスを充実させていきたいと思いますというところが一つ。もう一つですがやはり

これは大阪府と大阪市の二重行政、ずっとあった積年の課題です。これを解決して大阪の方向性を決められるようにしましょうということです。この二重行政というのは我々が別に言い始めたわけではなくて、この10年間で起きたわけでもなくて、その前からずっとあったわけです。府と市合わせて不幸せと言われていたこの状態が続く中で、大阪の方向性が全く決定できない仕組みが続いてきた、これで大阪が成長するわけありません。大阪成長の可能性がどんどんこの二重行政によって潰されていったというのが僕はこの大阪のこれまでの、昔の、過去だったと思います。それを今回ある意味、大阪の府と市の二重行政はもうやめて、そして制度的に一本化して、そして大阪が一つの方向性で成長できる道をめざしていきましょうということです。

これは何もまったく新しい制度というわけではなくて、もうすでにこれを採用してる都市が日本の中に一つあります。これは東京都です。東京も実はかつて東京市、東京府という二重行政の体制だったんです。東京市と東京府という二重行政、これは良くないよね、このままだとこの二重行政の弊害で決められることも決められないよね、ということで1943年に東京市と東京府というのが一つになって東京都というのができたわけです。ですので今回僕ら都構想を提案してますが、実はこれはすでにある制度、これをバージョンアップしたのが今回の制度だということです。大阪全体のトータルに、トータルな視点での都市経営ができるようにしましょうということなんです。

次お願いします。

その方が大阪市域も含めた大阪全体が成長しますよね、大阪が成長すれば財源が生まれ、そして、医療、教育、福祉、こっちにお金をまわすことができますよね、少子高齢化の中で普通にいけば財源は下がっていきますが、本当に支援を必要とする人を支援するためにも、やはり成長というのも必要ですよ、ということなんです。今まで大阪市は市域だけ、大阪府は市域外と、これで大阪が成長するわけがありません。ですので我々はまずバーチャル都構想と、人間関係で橋下市長、そして松井知事の時代に二重行政をできるだけやめる、そのためにも統一した成長戦略を作りましょうというふうに、一つの目標の成長戦略というのを作って今やってるという最中です。ただ、これはあくまで市長と知事という人間関係に基づいてます。非常に脆弱です、人間関係ですから。つい先日インターネットのテレビ番組で福岡の市長さんが出てました。こういうふうに言われていました。福岡県知事と福岡市長というのはいまうまくってませんよねと。それは福岡市長から見て大阪市長と大阪府知事の今の関係をどう思いますかということをお聞きしました。福岡市長はこう答えていました。奇跡的な状況だと思いますというふうにおっしゃってました。そうなんです、だいたいこの政令市市長と都道府県知事、これはどうしてもぶつかる場合が多い、大阪は特にそうです。今はなんとかこの人間関係で、奇跡的な状況で市長と知事が同じ方向を向いていますが、これはまたすぐ元に戻ります。そういったことをやめて制度化していきましょうというのが今回の都構想の大きな肝の部分です。バーチャル都構想のこの10年間で。

次お願いします、

どういうことになってきたかという、やはり大阪というのは市と府、力を合わせればまだまだポテンシャルも高いし成長する、その可能性が十分にあります。この10年間で証明を

してきました。例えば G20 の国際会議、この G20 というのは世界の 20 か国以上の大統領首脳が集まる世界最高峰の会議ですが、これを初めて大阪で開催することができました。大阪市と大阪府が一体になって誘致して実現することができました。バラバラだったらこんなできなかった、というふうに思います。かつて大阪市も、首脳会議 G7 なんかも誘致しましたが、これは誘致失敗しています。APEC が誘致できたというぐらいです。

次お願いします。

それから、2025 年の万博についてもそうです。これも大阪市と大阪府が力を合わせてバーチャル都構想の中で、何とかやりましょうということで決めてですね、誘致に成功をいたしました。かつてオリンピック誘致、大阪市単独でやりましたけれども、これは大阪府は知らんぷりです。それぞれ別々の方向を向いていますから誘致は当然失敗。でも同じ方向を向けばこういった世界の万博だって誘致することができる、まあこれが誘致されたことで今いろんな企業が大阪に集まりつつあります。経済はやっぱり成長してくるということになります。まだまだ大阪にやはり力があると思っています。その力を引き出すのが、特別区制度、都構想だと思っています。

次お願いします。

例えば交通インフラについてもそうです。成長する都市というのは交通インフラがしっかりした都市設計の中でできています。例えば東京都なんていうのは東京都の都心を中心に、いろんな環状線であったり非常に便利な、都市として強いインフラづくりがされています。でも大阪の場合は府と市がバラバラにやってきましたからそういう設計になっていません。例えば大阪市内でいくと、この都心のど真ん中の阪神の環状線、阪神高速の環状線がありますが、その外周りをいく環状線というのがまったく進んでこない状況でした。でもこれは必要だというのは大阪市と大阪府も認識しているわけですけど、進んできませんでした。例えばこの淀川左岸線の延伸部といわれているところですけども、新御堂筋の豊崎から入ってきて、そして都島の地下を潜って門真に抜けていく、この大きな環状線の左岸線の延伸部のところ。これ何故できてこなかったかということ、こうです。大阪市の言い分はこうです。いやこの道路って大阪市民使わないでしょうと、ほとんど。なんで大阪市がやらないといけないんですかということです。大阪府の言い分はこうです、いやいやこれはほとんど大阪市内を走る高速じゃないですかと。こういう状況の中で、大阪市と大阪府が必要だと認識しながらまったくこれできてこなかった。大阪市にとっても必要だし、大阪全体にとっても必要なこと。こういったこともできてきませんでした。今はバーチャル都構想でこれは絶対必要だと、昔から言われているインフラですから、事業方針を決定をいたしました。決定をすると国もじゃあこれをやりましょうというので、今これは事業化として着実に進んでいます。そしてこっちは電車のほうです。新大阪、そしてうめきたがありますが、そのうめきたから中之島を通過して、本町通って南海の新今宮の方を行ってから関空に行く、このなにわ筋線と言われているやつですが、これも同じようにもう何十年も前から必要だというふうに言われていました。これ市営地下鉄じゃないですよ、それ以外、これは必要だというふうに言われてきました。でも進んできませんでした。大阪市の言い分はそういうことです、いやこれ大阪市民どれだけ使うんですかということです。でも大阪府の言い分は、いやこれは大阪

市内に走る電車ですよねと。まあこういったことで、本当に必要な都市を強くするための鉄道すらできてこなかった。ここについてはやりましょうということで、バーチャル都構想の中で方針を決定いたしました。もう国も当然そうなると、やるとなります。2031年にこれが完成するという状況です。

次お願いします。

皆さんの命を守る、この公衆衛生についても同じです。新型コロナ対策についてもそうです。健康と衛生の研究所、これは大阪市と大阪府がバラバラにもっていましたが、今までは。先ほど松井市長の説明にもあったとおり、これはそれぞれの強味を生かすために一つにしよというのでこの間やってきました。ちょうどこの衛生研究所、まだ施設は別々にありますが、経営については今一体して統合したということです。その中で、コロナが起こったということです。じゃあどういうことが起きたかっていうと、今バーチャル都構想ですから、コロナが起きたときに、僕と松井市長でまず話を決めて決まりました。大阪市と大阪府がバラバラに対策をとるのはやめようと。一本化した対策をとっていきましょう。ウイルスは、この大阪市と市外とを行ったり来たり、選びませんから。最も最適な方向性をめざしていきましょうという方針を決めました。蓋を開けるとですね、例えばコロナの特徴的に大阪市内が少し出やすい、都心部で出やすいという状況がありました。その時にやっぱり検査、これが足りなくなってくる、その時に昔の大阪市の衛生研究所だけではこれは足りないの、これは大阪府の衛生研究所で検査をする、そういうことも何の問題も無くスムーズにできた。まさに一体で感染症対策も取ることができると。

次お願いします。

それからこの、入院フォローアップセンターっていうのもそうです。これは直ちに作りました。どういうものかという、要は症状の重たい、重症の方については、大きな病院に、しっかりした病院に、そうじゃない方はそうじゃない病院に、あるいはホテルに、軽症の方はホテルに、いわば大阪全域も含めた全体での対策というのを決めて指令塔を定めるということができましたしやりました。これは非常に有効だということで大阪が率先してやりましたが国もこれを採用し、今や全国的にこういう方針になっています。これもある意味バーチャル都構想で市と府が同じ方向を向いてやっていきましょうということで、この枠組みを外すということできているわけであります。それから情報もすべて一元化して、大阪府に一元化して当然大阪市と協力しながらやっていくわけですから、日々皆さんに、このコロナの情報も発信しながら、そして対策もとることができる。いざこういう危機事象が起きたときもこの府と市、いわゆるバーチャル都構想で進めてやってこれたということです。

次お願いします。

それをですね、人間関係というのは脆弱ですから、すぐバラバラになります。かつての大阪がそうでした。これを制度的に一本化しましょうというのが、制度的に二重行政を解消しようというのが、今回の制度であります。

次お願いします。

ここにあるとおり、大阪市が持つ成長戦略、広域の成長戦略とかまちづくり、大阪府も別々にやってきたものを、これをまず一本化して進めていきましょうということです。二

重行政を無くしていこうと、大阪の方向性を決めれるようにしようということです。

次お願いします。

それによって当然大阪市域も含めた、大阪の関西万博であったり、リニアであったり、IRであったり、うめきたもそうですけども、こういったことをどんどんどん実行していつて、東の東京だけが今一極になってますが、その東西二極のもう一極をこの大阪でつくる、そのための成長する土台を、実行できる組織をつくりましょうということなんです。そうすることによって経済が豊かになれば税収も生まれてくる、そしたら皆さんの、教育、福祉、そういったところにもお金をまわすことができる。その好循環をつくり出していきましょうよということなんです。

お願いします。

例えばリニア中央新幹線ですが、これは1時間で東京と大阪をつなぎます。これが確実に新大阪に入っていきます。北陸新幹線です、これも新大阪に入っていきます。それから九州新幹線、これも便が増えて新大阪に入ってくる。その時に新大阪のまちづくり、非常に西日本の拠点になりますが、これをまさに府、市バラバラにやるんじゃなくて、一体として進めていましょうよということなんです。そして夢洲における万博IRについてもそうです。夢洲というのはもともと、ぺんぺん草が生えている、ゴミを捨てる、砂利を捨てるとこだったわけです。使い道についてもなかなか決まらなかった。これも大阪府市が一体になってこの計画でやってきましょうということなんです。今、万博であったりIRを誘致しようということなんです。確実に進んでいます。

次お願いします。

うめきたもそうです。あの、梅田駅の横にあった操車場の広い空き地みたいな、ずっとほったらかしの状況になっていました。これ、定めることを、方向性を決めることができなかつたんです。ちょうど平松さんのときは、平松さんはサッカー場を作りたい。当時の橋下知事は、いやそんな、サッカー場をこんな都心のど真ん中に作ってどうするんですかと、なかなかずっと、これは方向性も決まってきましたでしたが、一体の成長戦略をつくりましたから、このうめきたについては都心のど真ん中に大きな緑、ニューヨークのセントラルパークのようなものを作っていこうということが決まりました。またそこにもビルも当然作ってですね、産業を育成していこうと、新しい技術が生まれる、そういったエリアにしていこうというのが決まりまして、2024年には先行して街びらきをする予定にもなっています。それから大阪城の東の地区です。ここも操車場であったり、あるいは空き地であったりというのがたくさんありましたが、なかなかまちづくりが進んできませんでした。これも府と市が同じ方向を向くことでまちづくりをやっていこうと、そして先ほど話にあった新しい大阪公立新大学のキャンパスをここにもってこようという事も今できています。まさにこういったことも府市一体になってあるからこそできてるといえるところなんです。

次お願いします。

それから少し、皆さんから疑問の点を、よく聞かれる点についてもご説明したいと思います。

水道料金が上がるんじゃないかとか、なんかいろいろなそういうことがありますが、これ

は事実ではありません。デマの領域です。水道も消防も都制度をひいている東京都は東京都が管轄して仕事をしています。例えば消防でいくと、東日本大震災が起こって、原発事故が起きたときに、東京都はいち早くハイパーレスキュー隊というのを出動させて、ある意味東の大災害が起きたときにもそこに実行していけるような、そういった強烈な東京消防庁というのがあります。西日本にはありません。僕は今回大阪消防庁というのを作って、しっかりそういった消防力の強化、これも進めていきたいと思っています。それから先ほどの水道の話ですけれども、水道も今は水余りの状況になっています。大阪市で水を作っている、そして大阪市外でも水を作っている。それを水余りの状況ですから、これを効率化を図っていったほうが良いよねということです。

それから、水道料金についての話を先ほどちらっとしましたが、水道料金というのは大阪市のままでほっとけば上がります。対策をとらないとダメです。要は水道管が老朽化していくと、それを換えればですね、その費用がかかりますから、それが水道代になっていくわけです。だから僕も市長時代にできるだけ水道料金を上げないようにというような対策もとった計画を作ってやってきました。でもこれは制度によって上がったたり下がったりするものではありません。大阪市が今やっている仕事、これは東京と同じようにその職員も含めて、その大阪府において新しく管轄してやっていくということです。水道料金が上がると、なんか不便があるということは一切ありません。

次お願いします。

もう一つ指摘よくされる場所がですね、税金を取り上げられるんじゃないかということがありますが、そういうことは一切ありません。どういうことかということ、まず、今回は二重行政をやめて、まず、大阪市が今やっている広域的な仕事、これは大阪府に一本化していきましょう。仕事を整理するわけですから、仕事を整理すれば当然それに必要な財源、もともと掛かっているお金というのがあります。それをまず仕事を整理してから、その仕事に必要な財源を一括させるということで今整理をしております。ですので、その仕事をする以上はですね、その財源というのは当然必要となってくる。しかもですね、この財源については、きちんこの大阪府の会計とは別の特別会計っていう別の財布をしっかりと作って、そこに透明性をもたして毎年公表するというやり方をしています。またルールとしても、大阪市が今担っている広域的な事務にそのお金は専属して使うというルールを定めています。二重行政を無くしてですね、そして広域的な事業も、一本化していこうということです。そうするほうが大阪市域も含めた大阪府市が一体で成長戦略を作って実行できますから、まさに僕はこの方が大阪が成長する可能性が高いと思っています。もちろん、都構想というのがバラ色というわけではありませんが、じゃあ今の、10年前の府と市の二重行政の体制、こっちの方が良いんですかと、このままの問題というのはどうなるんですかと、僕はそういうことだと思っています。要はかつての府市のあの二重行政の体制をそのままいったほうが大阪が成長する可能性が高いのか、あるいは、東京都のような体制でいった方が成長する可能性が高いのか、二重行政を排したほうが高いのか、どちらか、僕は後者の方が可能性が高いと、であるのであればそれに向けた制度づくりというのをしっかりやって、そして土台を作って、そして今の僕たちだけの世代じゃなくて、次の子どもの世代にも孫の世代にも成長する大阪とい

うのをしっかり渡していきましょうということが一番大きな目的でもあります。皆さんにとって不安な点もあろうかと思えます。でもこれはまったく何もない制度というわけではなくてですね、もうすでに大都市制度、都区制度、政令都市制度というのがあるわけです。この都区制度を採用しているのは東京都、東京都が採用しているわけですが、この都区制度というのをバージョンアップしたのが今回の制度でありますから、ぜひ僕はそれをめざすべきじゃないかというふうに思っています。11月1日、これはもう皆さんにご投票いただくということになります、いろんな情報を集めた上でですね、ぜひご判断をいただけたらと思います。本日は誠にありがとうございます。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これより終了時刻の16時まで皆さまとの質疑応答に入りたいと思いますが、今もございましたけども、3点程ご留意いただきたい事項を申し上げますのでよろしくお願いいたします。まず1点目として、できるだけたくさんの方にご質問いただきたいと思っておりますので、質問項目は発言機会1回につき1つとして簡潔にお願いいたします。次に2点目といたしまして、質問をご希望される方は手を挙げていただき、私の方から指名させていただきます。マイクを係員の方からお渡しいたしますので、お席にてマスクを着用したままご発言ください。マイクはお一人が質問されるごとに除菌シートで拭いた上でお渡しいたします。最後に3点目といたしまして、本日の説明会は特別区制度についてご理解を深めていただくためのものがございますので、質問につきましては特別区制度に関するものでお願いいたします。そしてまた、ヤジなど司会者の指名を受けていない方のご発言、そういったものはご遠慮ください。ご注意申し上げてもお止めいただけない場合には、ご退室いただくことがございます。円滑な運営にご協力の程よろしくお願いいたします。それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。右前方の。

(質問者1)

資料の32ページ、昨日からYouTubeの方全て見させていただいて、今日も天王寺の方見させてもらって、ちょっといろいろ疑問に思うところが出てきたんですけど。特にですね、昨日公会堂でやられた北区の説明会で質問されてたと思うんですけど、淀川と天王寺から本庁の方に800人強それぞれですね、1,600人、この家賃は北区に入ってくるんですかっていう質問があった時に、「入ってまいります。それが計画されてます。」という回答を確かされてたと思うんですけど、ちょっと誤解があれば訂正をいただきたいんですね。これ淀川と天王寺から北区に800人分の家賃を支払うというのが協定書のどこに書いてあるかページを教えてくださいたいのと、その金額がいくらになるのかっていうのがですね、ちょっとご教示いただければなど。ちょっとなんか質問を聞いてて、ギスギス隣の区同士でギスギスしてるなっていうのを感じたんで、よろしくお願いします。

(事務局)

少し事務的な話にもなるので事務局からお答えさせていただきます。あの時いただいたコストの話は、淀川庁舎を借りることによって、新たに負担をしなければならないのかという、新たに負担をしなければならないのかというのが特別区全体での話と、新淀川区での話、これが二つあると思います。特別区全体で見れば今、すでに中之島庁舎はあるわけなので、その庁舎を使うことによって一方でもし家賃を払うならば一方で収入が発生するという事で、トータルプラスマイナスゼロになりますので、それは財政調整の中で解消していくことになると思っております。従いまして使用許可あるいは使用貸借という形で新淀川区が家賃を払うことになった場合は、その分北区が収入入ることになりますので、財政調整システムの中で解消することで財政運営上困ることがないようにすると、こういうふうな仕組みを考えているところでございます。

(司会者)

ご質問ありがとうございます。続きまして、こちら左の列の後列の方。

(質問者 2)

はいすみません、資料 12 ページ。まずね、先ほど市長はね住民 270 万人の意見聴かれへん、これここでね 60 万から 70 万人その人たちの意見ね、まず 1 人で聴けるんかどうか。それと区長、これは選挙で選ぶ、その選ばれた区長が必ず、どういうんですか同等いうんか意見が同じ方向を向く保証があるんかどうか、それからいろいろ事件がおこったり、いろいろ問題が起こった時に区長間で調節するようなことが後ろの質問事項に書いてあるけども、それ調節ができるかどうか、絶対できるという保証があるのか、そこら辺をお答えください。

(松井市長)

まず 60 万、75 万で身近な声が聴けるのかというのは、270 万と比べれば身近になりますよね。ここはご理解いただけると、ご理解いただけたと思います。

(指名外発言)

(松井市長)

いやいや、270 万よりは、よりましでしょ。

(指名外発言)

(松井市長)

もう、それであればそもそも話が成り立ちません。270 万よりは、60 万 70 万の方がやはり住民に近くで行政が動かせるというのが僕らの考えです。一人一問なんで、他の方もありますんで次の方お願いします。

(司会者)

ご質問ありがとうございます。続きましてお願いいたします。そしたら後ろの方の。

(質問者3)

指名していただいてありがとうございます。年間予算のことでちょっとわからないことがありますので、質問させてもらいます。維新さんのウェブサイト、なんで都構想が必要なん、によりますとですね、大阪市の年間予算は8,600億円と、現在ですね。都構想が実現すればこのうち2,000億円、大阪市を含めた大阪府全体の広域的な予算になるということですね。ということはですね、これまで大阪市民のためだけに使っていたお金が大阪府民のためにも使われると。大阪市民だけのお金じゃなくなるということだと思えるんですけども、これは大阪市民としてはですね、到底納得できません。いくらですね、大阪市を含めた大阪府全体の予算と言われてもですね、はたしてこの大阪市のために大阪市のためにですよ、この2,000億円のうち、都構想が実現したら一体どれぐらいの金が使われるのか、大阪市民のため、大阪市民だけのためにですね、これについてちょっと教えてほしいと思います。

(事務局)

8,600億円という、維新の資料については私どもとして承知するところではありませんが、おそらく、こちらでページで言いましたら28ページをご覧くださいなのですが、今日説明させていただいている資料の28ページに、特別区になれば6,500億、それから大阪府に約2,000、これ足せば8,500ということで、その年度のずれかわかりませんが、今現在大阪市で行われている約8,500から8,600の事業が、特別区制度が導入すれば特別区が6,500で大阪府が2,000になるということです。この2,000というのは今の大阪市で行われてる仕事を大阪府に移管していくという部分でございます。その内容は少し書いてますように例えば成長戦略に係るものであったり、港湾ということです。この大阪府で行う2,000億円に相当する事業の必要な財源として、今回財政調整財源ということで、右側でいいますと今現在市民の方が大阪市に収められておられる固定資産税であるとか法人市民税、それから交付税の市町村相当分といったものを財源として、これを特別区側と大阪府に配分して2,000億を賄うということですので、結局その大阪市から大阪府に移管した事務にその財源を充てるというのが、この制度の肝になっております。従いまして財源として2,000億大阪府に行く部分が、大阪市以外の周辺市で行われているような事業に大阪府が使うといった性質のものではなく、あくまでも大阪市が行っていた広域的な役割の事業に使うという仕組みになっているものでございます。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。次の方に移らせていただきたいと思います。その左後方で手を挙げてらっしゃる方。

(質問者4)

すいません、34ページの財政シミュレーションのところちょっとポイント聞かせていた
だきたいんですけど、大阪、旧大阪市時代に国から入った地方交付金の金額と、今度できる
特別区、新特別区の4つの特別区の総額は、国から入る地方交付金の総額っていうのは同じ
なんですかね、それが同じだとその中で財政調整が入って、例えば新淀川特別区で住民税を
払ったと、例えばそれが別の違う地域で地域の天王寺特別区で使えるというケースも財政調
整が入るということはあると思うんですけども、そのあたりまずちょっとあの聞かせていた
だきたい。それと私は今のこの特別区じゃなく中核市に分市する案ならわかるんですけど、
その国からの地方交付金の総額自体がおそらく大阪市時代と同じなんではないかなと思うん
ですけども、ここあの詳しく書いてないんでちょっと聞かしていただきたいんですけども。

(事務局)

すいません、それも制度に関わることなので事務局でお答えさせていただきます。まず今大
阪市が受けている交付税につきましては、特別区制度が実現した場合に、今の大阪府の交付
税と今大阪市が受けている市町村の交付税、それと同規模の交付税を国の方で措置していただ
くということで、国とは話をしているところです。そういう意味では大阪府トータルでまず
総額は基本的に変わらないということです。それからそういった財源を使いまして、4つの特
別区間の財政調整も行われるわけですけども、例えば新淀川区と他の北区、天王寺区中央区
はまずそのそれぞれの団体の自主財源となる市民税の額、それは当然一人当たりの税収とか
で言えば規模も変わってまいります。規模は変わってまいりますけどもその財政調整財源を
使って同等の事業ができるように調整される仕組みになっております。これは今の地方交付
税でも通常の市町村間でそういった財源保証の仕組みがあるわけでございますけども、この
特別区になった場合につきましても今の大阪市の場合、市内一律で同一スタイルでサービ
スを受けているわけでございますけども、これが特別区になったとしてもほぼ同等の財源が使
えるように、自主財源に加えてこうした財政調整財源でもってカバーされる仕組み、こうい
うふうになっております。以上です。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。次の質問に移らせていただきたいと思います。ではそち
らの右の方の。

(質問者5)

お聞きします。一定の人口を持っているということはそれなりのスケールメリットがある
ように思いますねんけど、府と市が一体化することによって2,000億ほどの財政効果があっ
たということですけども、何かこの説明でもですね、今まであったスケールメリットがで
すねなくなるというところについて、一つもその文書に書かれていませんし、説明書でもな
いんですけど、例えば今の市が4つの特別区になるということは、それぞれの特別区ごとに議
会が必要ですけど、議会があるということはそれは当然事務局ができてしまうと、1つの事務

局が4つの事務局になると、それとですね、今大阪市の150ほどの審議会等があるように思いますねんけど、それらの事務を4つの特別区でやるとなれば、それなりの全くの4倍ということではないでしょうけれども、審議会を作らなあかんわけですね。審議会にはまた事務局があると。審議会の委員さんを集めるにしてもですね、結構苦勞することがあるように思いますね。審議会ではさっき女性委員を登用せなあかんということのをですね言われてますけど、専門的な知識を持った女性委員の方は少ないという現実もあるわけです。そうしたあのマイナスの効果いうのをですね、やはりちょっとはこれ我々にも説明していただきたいいなと思いますねんけど、いかがでしょうか。

(事務局)

まず、議会が4つできることによって事務局も4つできるのではないかということ、それにつきましては例えば教育委員会にしてもそうですし、保健所にしてもそうですし、それぞれ4つの特別区を作るということによって、ベースとして増える職員があるのは事実です。それにつきましては職員体制につきましては、私どもの考え方といたしましては、今中核市並みの事務をつくるということで、現に今中核市の事務を行っている大阪の周辺、例えば東大阪であるとか尼崎、西宮市そういったところの職員数のデータ、こういうのをベースにまず組織体制というのを考えております。もちろんそういう中核市とは違って、大阪市は独自のサービスも展開している部分もありますし、生活保護の事務なんか通常の市に比べて多いという実態もあります。そういった部分に必要な職員数なども補正した上で、必要な職員数というのをはじき出しております。その結果、約200名ぐらいは今の大阪市に比べて、職員数は増加するという形も今回制度案の中では、作成したところでございます。ただそういう職員が増えるという部分は、それでコストが増えるということも事実ですけども、一方でその分例えば先ほどの教育委員会であれ、保健所であれ、サービスもそれにつれてより充実するという要素が入っているというふうに考えているところでございます。また4つの特別区を作ることで例えば審議会等それぞれ作れば委員さんもそれだけ専門人材確保するのは難しいのではないかということですが、今でも府内、例えば大阪府内であれば市町村で43ほどありますけども、各種審議会にやはり専門家の先生方呼んで行われておりますので、そこはいろいろ確かに委員の先生かぶって2つ、3つかけもちというものもあるかもわかりませんが、やりようによって十分組織化していけるものだというふうに考えております。以上です。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。次の質問に移らせていただきます。そちらの列の。

(質問者6)

ご説明ありがとうございました。では質問させていただきます。大阪市の廃止、特別区の設置に賛成反対とは関係なく、多くの方がこの住民投票のやり方に疑問を感じていると思います。この政策には利点もリスクもあるからこそ5年前にすでに住民投票が行われ、否決という形で民意が示されました。大阪府知事と市長という大阪で一番権力がある方が賛成だから

とって、このように同じ形で住民投票が行われて続ければ、いつかは政策が通る可能性が高くなります。ただそれは。

(司会者)

恐れ入ります、質問の方を簡潔にお願いしたいと思います。ご質問をお願いいたします。

(質問者6)

いや、この後にちょっと続くので少々お待ちください。

(司会者)

他の方も手が挙がっておりますので、簡潔にお願いいたします。

(質問者6)

はい、ただこれが民主主義といえるのか、例えばイギリスではEU離脱が住民投票によって決定しましたが多くの問題が発生し、また投票をとという声も多くありましたが、投票は一度、二回目の投票は実施されていません。投票は一度、これが民主主義だからです。権力を持っている人が自由に再度投票実施を決めていいものではないと思います。

(司会者)

恐れ入ります、何度も申し訳ないんですけども、制度に関する質問を簡潔にお願いいたします。

(質問者6)

また前回の住民投票では実施では9億円が使われ、今回では10億円が計上されていると認識していますが間違いではないでしょうか。先ほどの話し合いの、前の住民投票のあとに話し合いができなかった、ボイコットされたという話がでましたが、私の認識ではそのボイコットされたのは他党の方で市と府の連携とは関係ないと認識してるのですが、もし大阪市が廃止されてもその他党との連携は必要となっていくので、そこは関係ないかと思います。よって今回の住民投票は民主主義の観点から見て違和感を感じますし。

(司会者)

恐れ入ります、何度もすいません、ご質問をお願いいたします。

(質問者6)

このように税収が使用されてしまうことは。

(司会者)

このまま続けられるようでしたら、ご発言の方を中止させていただきます。ご質問今から

お願いいたします。

(質問者 6)

わかりました。で、こういった投票が繰り返されるべきではないと強く訴えたいとともに、この住民投票で否決された場合、これが最後になるのかそれとも松井市長の代やそのあとに吉村知事らを先頭に住民投票をまたする可能性があるのか教えていただけますか。また否決された場合無駄に

(司会者)

恐れ入ります、ご質問は1つに限らせていただいております。

(質問者 6)

では今の質問でお願いします。長くありがとうございました。

(松井市長)

前提といたしまして、この二度目の、先ほど説明させていただきましたけども、この二度目の住民投票するにあたりまして、我々は2015年の11月の知事市長選挙、そして去年の4月の知事市長選挙でもう一度住民投票を実施したいという、そういう公約を掲げまして選挙を戦いました。その結果僕と吉村さんが知事市長に負託をいただいたと、知事市長に就任させていただいたんで、これは公約ですからこの公約を実現するというのは僕は民主主義に沿った形であると、こういうふうに思っております。

(司会者)

そろそろ終了時刻が近づいてまいりましたけども、まだまだ手が挙がっておりますので少し延長させていただきたいと思えます。
質問は1つに限らせていただいておりますのでその点ご遠慮ください。次の。

(松井市長)

そのね質問の中身が制度の質問じゃありませんから、これ将来の話ですけども僕が市長としてもう一度皆さんにお聞きするのは、僕の市長としての公約の最後の仕事だと思っております。

(司会者)

それでは少し延長して引き続き質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方挙手をお願いいたします。では後ろの方の。

(質問者 7)

ありがとうございます。私都構想自体は、今の時代の人たちじゃなくって、次の次の時代

の人たちのための施策かなと思ってます。子育てとか子どもに関しての、結構厚いんですけど、お年寄りに対しての施策というのがちょっといまいち少ないかなと思うところもあるんですね。前回の住民投票の時に、近所のおじいちゃんおばあちゃんと話したことなんですけど、自分たちはわからないから行かないと行ってたらしいんですけど、かかりつけのお医者さんや看護師さんから「大阪市無くなったら大変なことになるよ」ってすごい言われたらしくて、じゃあそれは大変やからってということで、反対の票を出したって言ってた人たちがかなりいたんです。だからここに集まれる方とか、ネットされてる方とか、新聞とかテレビとか見られてる方はあれなんですけど、そうじゃなくてももうほんとに何にもわかれへんからわからんわで終わってる人たちに対しての告知の仕方っていうのを、ほんとに子どもにもわかるようなやり方っていうのがないのかなっていうふうに思ってるんですが、そのへんはいかがでしょうか。

(松井市長)

これ我々の説明も十分ではないというご指摘もいただけてますし、そこは謙虚に受け止めております。これはもう僕や吉村知事も、ありとあらゆるそういう発言できる場所で自分なりにですけど不十分かもしれません、まだ説明が具体性に乏しいとかかもしれませんけども、精一杯中身についてはご説明をさせていただいているつもりです。あとはこれを広げていくためにですね、こういう説明会を通じて、皆さんの口コミもお借りしながら広げていく、それからやはりネット、それから様々な広報の媒体・チラシ、それからテレビでの討論会、そういうものを通じて情報発信に努めていきたいと考えております。

(朝川副市長)

すみません、補足ですけれども、市長とか知事が説明されている動画、あるいは今日のこの説明会についても動画、YouTube等にアップされておまして、また大阪市のホームページでも動画アップされているんですね。それはまた24区のホームページにもアップをしておまして、24区の各区長あるいは区の職員におかれましては高齢者の方のいろんな団体とのお付き合いとかもありますんでね、そういったところについてはまた各区長の方からそういった高齢の方で、なかなかわからないということであれば、そういった区のネットワークを通じてですね、そういった方々にも周知するように引き続きやっていこうと思っております。以上でございます。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。終了時刻となりました。最後お一方、そちらの、違いますそちらです。

(質問者8)

お時間頂戴いたします。府と肩を並べる権限を持つ政令指定都市を廃止して、権限の減る府の従属団体の特別区になるということは、府知事や府に強大な権力が集中する独裁行政の

始まりだと少し感じます。権力一元化によって政策決定のスピード等は上がるメリットがありますが、万が一、府が暴走しても、特別区長にはダメだという意見は言えても、ノーと言う権利は担保されていないような感じがしております。

(司会者)

恐れ入ります、質問の方、簡潔にお願いいたします。

(質問者 8)

はい、大阪の広域行政や成長は失敗すると二度と戻れない、府の独裁に舵を切るという認識でよろしいのかどうかをお願いいたします。

(松井市長)

府知事に権限が移ったからといって、府知事の独裁にはなりません。議会があります。議会が最終的にチェック機関としてチェックしますし、さらにもっと言えば独裁的な府知事で皆さんから全く理解をされない、そういう府知事であれば選挙においてその知事を替えることは皆さんの力でできます。我々が今回申し上げてるのは、府知事と大阪市長が 2 人権限があるんで、話がまとまらないでしょうと、このまとまらない部分を一元化することでまとめていきましょうよということなんです。例えば、万博もこれは知事がやりたいと言っても、大阪市長が非協力的で、こう協力できなかつたらこれ実現できないわけですよ。大阪の大きな仕事のそういう実行するその権限を持つ、そういう提案をできる人を 1 人にしましょうということなんです。知事はその権限を行使をして、たとえばなにわ筋線を作る、それが本当に独裁でどうしようもないということであれば、議会がそれを止める役割をいたしますし、もっと言うならば長期間の大きな事業については、知事そのことを提案をしても住民の皆さんが反対であれば選挙において知事を入れ替えるということが可能なわけですから、独裁という体制には当てはまらないと思います。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。時間となりましたので、こちらを持ちまして説明会を終了させていただきます。皆様の退席にあたりましてはこちらからご案内いたしますので、しばらくそのままお待ちください。知事、市長を含めまして登壇者はここで退席させていただきます。

(松井市長)

申し訳ありません、もうちょっとほんとは時間があればあれなんですけど、今日はこの後まだあの公務が残っておりまして、相手がお客さんがありまして、あの万博の大臣との協議が 4 時半ということで決まっておりますのでここで失礼をさせていただきます。どうも申し訳ありませんでした。